

熊本県公報

第 1 1 5 4 5 号
平成 19 年 5 月 7 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 熊本県漁港管理条例第 15 条に規定する使用料の徴収事務の委託 (漁港漁場整備課) 1
- 定款変更認可 (農村計画・技術管理課) 2
- 国土調査としての指定 (農村整備課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出 (商工政策課) 2
- 熊本県警察放置駐車違反管理システム用端末装置の賃貸借に係る一般競争入札の実施 (警察本部情報管理課) 2
- 熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 4
- 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (") 5
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (") 5
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (") 5

告 示

熊本県告示第 419 号

熊本県漁港管理条例 (昭和 37 年熊本県条例第 17 号) 第 15 条に規定する使用料の徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条第 2 項の規定により告示する。

なお、平成 18 年 5 月 26 日熊本県告示第 580 号 (漁港使用料徴収事務委託に伴う受託者) は、廃止する。

平成 19 年 5 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

漁 港 名	受 託 者
赤瀬漁港	網田漁業協同組合
郡浦漁港	三角町漁業協同組合
塩屋漁港	河内漁業協同組合
合串漁港	津奈木漁業協同組合
丸島漁港	水俣市漁業協同組合
鳩之釜漁港	天草漁業協同組合
樋合漁港	天草漁業協同組合
佐伊津漁港	天草漁業協同組合
二江漁港	天草漁業協同組合
富岡漁港	天草漁業協同組合
大江漁港	天草漁業協同組合
大多尾漁港	天草漁業協同組合
宮田漁港	倉岳町漁業協同組合
御所浦漁港	天草漁業協同組合
下桶川漁港	樋島漁業協同組合
牛深漁港	天草漁業協同組合

公 告

熊本県公告第 402 号

球磨郡湯前町幸野溝土地改良区理事長豊永郁夫から平成 19 年 4 月 9 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 4 月 24 日付けで認可した。

平成 19 年 5 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 403 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条第 3 項の規定により山鹿市外 1 町が実施する地籍調査事業を国土調査として指定したので、公告する。

平成 19 年 5 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行う者の名称	調 査 地 域 名	調 査 期 間
山鹿市	寺島の一部	平成 19 年 4 月 24 日から 平成 19 年 8 月 31 日まで
美里町	今の一部	平成 19 年 4 月 24 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで

熊本県公告第 404 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウンサンピアン店
熊本市上南部二丁目 2 番 2 号
- 変更した事項
大規模小売店舗の設置者の変更
変更前 株式会社 ニコニコ堂 代表取締役 川村 英文
熊本市武蔵ヶ丘一丁目 2 番 51 号
変更後 株式会社 ゆめタウン熊本 代表取締役 真下 梅夫
熊本市田井島一丁目 2 番 1 号
- 変更の年月日
平成 19 年 2 月 25 日
- 変更する理由
法人合併による
- 届出年月日
平成 19 年 4 月 9 日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 19 年 5 月 7 日から平成 19 年 9 月 7 日まで

登 載 依 頼

熊情管公告第 809 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 5 月 7 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 競争入札に付する事項
 - 借入物品及び数量
熊本県警察放置駐車違反管理システム用端末装置 一式
 - 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び要求仕様書による。
 - 借入期間
平成 19 年 6 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日まで

- (4) 納入期限
平成 19 年 5 月 31 日 (木)
- (5) 納入場所
要求仕様書による。
- (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 18 年熊本県告示第 521 号) による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル (取扱業種 OA 機器類) に登録された者であること。
 - (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 4 の (3) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 14 年熊本県告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。
- 3 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム開発係 (熊本県警察本部庁舎 4 階)
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-2048
- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成 19 年 5 月 7 日 (月) から平成 19 年 5 月 16 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
 - イ 交付場所
3 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成 19 年 5 月 21 日 (月) 午前 10 時から
 - イ 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部庁舎 10 階多目的ホール C
 - (4) 入札書の提出方法
4 の (3) に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3 に記載の場所に平成 19 年 5 月 18 日 (金) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 5 その他
 - (1) 入札、契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積った 1 月当たりの金額に借入期間月数 (60 月) を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の (3) 記載の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
 オ 金額を訂正した入札
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
 コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
 無
- (6) 契約の締結
 ア 契約書作成の要否
 要
 イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から 14 日以内とする。
 ウ 落札者からの契約締結の申出期間
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃貸料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は入札説明書による。

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 5 月 7 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 21 号

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員の通勤手当に関する規則（昭和 33 年熊本県人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「次の各号に掲げるもの」を「自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車」に改め、各号を削る。

第 17 条の 3 第 2 項中「同号に定める期間に係る最後」を「次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後」に改め、「、法第 28 条の 2 第 1 項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第 28 条の 2 第 1 項の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) 長期間の研修等のために旅行をすること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他人事委員会の定める事由が生ずること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 5 月 7 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 22 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 知事の事務部局の部商工観光労働部の款地方出先機関の項中「産業技術センター次長（人事委員会が定めるものに限る。）」を「産業技術センター次長（人事委員会が定めるものに限る。）産業技術センター総務企画部長 産業技術センター計量検定部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の管理職手当に関する規則の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 5 月 7 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 23 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。
別表本庁の表人事委員会事務局の項中「事務局長 課長」を「事務局長 首席総務審議員 課長」に改め、別表出先機関の表産業技術センターの項中「審議員」を「審議員 総務企画部長 計量検定部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 5 月 7 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 24 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
別表市町村の表上天草市の項中

市長部局	本庁（会計課を含む。） 窓口センター 総括支所 診療所 養護老人ホーム 病院	部長 課長 審議員 総務課長 補佐 財政課長補佐 センター長 支所長 支所次長 所長 ホーム長 病院長 副院長 事務長 部長
------	---	--

」を

市長部局	本庁（会計課を含む。） 窓口センター 総括支所 診療所 養護老人ホーム	部長 課長 審議員 総務課長 補佐 財政課長補佐 センター長 支所長 支所次長 所長 ホーム長
------	---	--

」に改め、

同表和水町の項中

町長部局	本庁（収入役室を含む。） 総合支所 保育所 特別養護老人ホーム 病院	課長 審議員 支所長 課長 審議員 所長 施設長 院長 副院長 医局長 部長 総看護師長 事務長
------	--	---

」を

町長部局	本庁（会計室を含む。） 総合支所 保育所 特別養護老人ホーム 病院	課長 会計管理者 審議員 支所長 課長 審議員 所長 施設長 院長 副院長 医局長 部長 総看護師長 事務長
------	---	---

」に改め、

同表あさぎり町の項中

町長部局	本庁（会計課を含む。） 支所 保育所 救護施設	課長 室長 審議員 課長補佐 支所長 所長 施設長
------	----------------------------------	------------------------------------

」を

町長部局	本庁（会計課を含む。） 支所 保育所 救護施設	課長 審議員 課長補佐 支所長 所長 施設長
------	----------------------------------	---------------------------------

」に改め、

同表山江村の項中

村長部局	課長
------	----

」を

村長部局	課長 会計管理者
------	----------

」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。